

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

去る5月6日に県東南部において発生した竜巻等により、11名の方々が負傷されたほか、住宅や農作物、農業生産施設等に甚大な被害が発生いたしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、災害発生後速やかに応急対策を講じるとともに、5月12日には中川防災担当大臣に対し、また、14日には衆議院災害対策特別委員会に対し、災害復旧等に係る支援を強く要望いたしましたところ、5月22日には、農業者等への追加支援策が認められたところであります。

また、5月25日には臨時会議において、竜巻等被害への対応について御議論いただいたところであり、これらを踏まえ、被災者支援及び災害復旧等に必要な補正予算につきまして、今会議に提案し、迅速な対応を図ることといたしました。

今後とも、市町村や関係機関との密接な連携を図りながら、被災者の皆様の一日も早い生活再建が可能となるよう、積極的な支援に努めて参ります。

次に、東日本大震災からの復興推進について申し上げます。

大震災から1年以上が経過しましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による原子力災害は、今なお、本県観光地や農産物への風評被害をはじめ、県民生活や経済・産業活動など広範囲にわたり、様々な影響を及ぼしております。

一日も早い復興の実現に向け、私が先頭に立ち、戦略的な施策に積極果敢に取り組んでいく必要があると考え、その取組の一つとして、去る5月16日から19日までの4日間、高橋議長をはじめ県議会の代表の皆様とともに、大震災による風評被害の払拭と減少した外国人観光客の早期回復を図るため、台湾を訪問して参りました。

台北市では、“台湾流通業の父”と呼ばれ、本県経済界とも親交の深い、統一超商 総経理 徐 重仁氏にお会いし、本県の豊かな自然や観光資源、農産物の安全性などを説明し、本県への観光誘客の協力を要請いたしました。また、政財界要人をお招きしたレセプションでは、観光誘客とともに、食品に対する輸入停止措置の早期解除への支援をお願いして参りました。さらに、台北市及び高雄市では、観光関係事業者、県及び市町村を中心に組織したキャラバン隊による誘客プロモーションを実施し、本県の観光地の安全性と魅力をPRして参りました。

今後とも、風評被害払拭のため、様々な機会を通じて、海外に向けた情報発信やキャンペーン等の展開を図り、誘客促進及び県産品の販路開拓に努めて参ります。

また、去る5月22日に、東京スカイツリータウン内に、本県のアンテナショップ「とちまるショップ」をオープンさせることができました。オープン以来多くの皆様に御来店いただいております、改めまして、これまで御尽力いただきました関係者の皆様に感謝を申し上げます。

県と市町村の共同運営による「オール栃木」体制により、東京スカイツリータウンという優れた立地条件を活かしながら、本県が誇る観

光資源や食、伝統工芸等のとちぎの魅力をまるごと発信し、多くの皆様に体感してもらい、そして本県へお越しいただくという仕掛けづくりを積極的に展開し、誘客促進や地域産業の振興、本県ブランド力の一層の向上に努めて参ります。

さらに、このオープンに併せ、プレミアム付宿泊旅行券「元気度日本一 とちぎ“券”」の販売を開始いたしました。「とちまるショップ」や県内外の旅行代理店等での販売を通じ、県内観光地への更なる誘客につなげ、風評被害の払拭を図って参ります。

次に、本年7月にルーマニアで開催が予定されているラムサール条約第11回締約国会議において、渡良瀬遊水地を含む国内の9カ所が新規登録される予定であるとの発表が、先日、環境省よりなされました。

登録となれば、渡良瀬遊水地は国際的にも重要な湿地として再認識され、更なる地域の活性化に寄与するものと期待しております。

今後とも、国や市町村、関係機関と連携を図り、渡良瀬遊水地の豊かな生態系の保全と治水機能の確保の両立に努めるとともに、県民の貴重な財産として、未来に継承して参りたいと考えております。

さて、我が国は、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融・財政危機が懸念される中で、大震災からの復旧・復興のみならず、国及び地方の多額の債務状況、社会保障と税の一体改革、電力需給対策など、様々な難題に直面しながらも、解決の糸口が見い出せない状況にあります。

こうした閉塞感の中であって、本県が復興を成し遂げ、元気を取り戻すことが、我が国の再生にもつながる道筋であると確信しております。

今回の大震災を通じて再認識された県民の皆様との「協働」を、真の復興を果たしていく上での礎とし、復興推進の基本ともなる「新とちぎ元気プラン」に掲げた「安心」「成長」「環境」をともにつくる、元気度 日本一 栃木県」の実現を目指し、最大限の努力をして参る決意であります。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解とより一層の御支援を心からお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算2件、条例8件、その他の議案7件、計17件であります。このほか報告7件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第1号）は、東日本大震災に伴う災害廃棄物の広域処理の推進と特用林産物生産基盤の再生支援のほか、冬季国体の開催準備等の当面する緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであり、歳入歳出予算5億9,705万円を計上するものであります。この財源といたしましては、国庫支出金、繰越金、諸収入を充てることといたしました。

第2号議案は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、予算の執行に関する知事の調査等の対象を拡大するため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、福島原発周辺区域内作業手当の支給日額の限度額を改定するため、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものであります。

第4号議案は、消費生活用製品安全法の一部改正等に伴い、栃木県

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
ものであります。

第5号議案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための
特別措置に関する法律の一部改正に伴い、栃木県県税条例の一部を改
正するものであります。

第6号議案は、青少年が携帯電話端末等を使用してインターネット
を適切に利用することができる環境の整備を図るため、栃木県青少年
健全育成条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、栃木県県民の森に指定管理者制度及び利用料金制度
を導入すること等のため、栃木県県民の森条例の一部を改正するもの
であります。

第8号議案は、食品の安全性の一層の向上を図るため、生食用食肉
を加工し、又は調理する飲食店営業等の施設の基準を定めることにつ
いて、食品衛生法施行条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、国営那須野原土地改良事業に係る負担金の徴収が完
了したため、国営那須野原土地改良事業負担金徴収条例を廃止するも
のであります。

第10号議案は、県有財産の取得について、議決を求めるものであり
ます。

第11号議案から第13号議案は、県の行う建設事業等に対し市町村が
負担する金額について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案は、工事委託契約の締結について、第15号議案は、工事
請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第16号議案は、訴えの提起について議決を求めるものであります。

第17号議案の一般会計補正予算（第2号）は、平成24年5月3日から
の大雨により被害を受けた農業用施設等の復旧及び5月6日に発生
した竜巻等による被災者の支援等に迅速かつ適切に対処するための補
正予算でありまして、歳入歳出予算2億7,692万円を計上するもので
あります。この財源といたしましては、国庫支出金、繰越金、県債等
を充てることといたしました。

この結果、第1号議案と合わせた今会議における一般会計補正予算
の額は、8億7,397万円となり、補正後の予算総額は、7,835億
3,397万円となります。

報告第1号から第7号までの7件は、それぞれ継続費等に係る繰越
計算書の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。